

賦課金（組合費）について（土地改良法第36条）

現金納付の方は **4月30日(火)** までに納めてください
 口座振替の方は **4月30日(火)** が振替日です（必ず残高確認してください）



納期日を過ぎますと、延滞金（年10.95%）が発生します

【延滞金算出】 = (賦課金額 × 10.95% ÷ 365日) × 延滞日数

- ◆ 6月30日をもって未納者の方々へ督促状を発送いたします。
 7月1日以降に納付される場合は、督促手数料（100円）が加算されますのでご注意ください。

令和6年度の賦課金（組合費）
1,000㎡当り 3,000円

【算出方法】 賦課面積 × 単価（3円） = 賦課金

（現金納付の方）

コンビニ納付が利用できます

「コンビニ納付サービス」を開始しました。
 期限内納付のご協力をお願いいたします。



口座振替はJA（農協）・群馬銀行・ゆうちょ銀行（郵便局）の取扱いをしています。

※通帳記帳をもって領収に代えさせていただいております。書面交付希望の方はご連絡ください。

◆ 賦課金の滞納について ◆

賦課金の滞納は土地改良区の運営に大きな影響を与えます。負担の公平性を保つため、滞納対策を実施しています。当土地改良区では、電話による催促、戸別訪問等を行い、納付のお願いをしていますが、最終的に納付いただけない場合は、土地改良法第39条第5項の規定に基づく滞納処分を執行することとなります。

納付等でお困りのことがございましたら、ご連絡をお願いいたします。

農地を賃借・転用した場合は、届出が必要です（土地改良法第43条）

- ◎農地の売買・賃借などをしたとき。
- ◎農業者年金受給のため経営移譲したとき。
- ◎生前贈与または、組合員死亡により
名義変更したとき。

このような変更があるときは

『**資格異動届**』を提出してください。
 （次ページの様式をご利用ください）



- ◎田を宅地等に転用したとき。
- ◎田を公共事業用地として転用したとき。
 （道路・公園・河川等）
- ◎田を畑など（農地）にしたとき。

このように田を転用するときは

『**農地転用届**』を提出してください。
転用面積に応じ決済金がかかります
 （土地改良法第42条）

令和6年度の決済金

1㎡当り 166円

内 訳

経常決済金.....1㎡当り.....1.64円

県営団体営決済金.....1㎡当り.....2円

○お困りの点がございましたら、各地区を担当している役員・総代の方にもご相談ください。